



ポピー

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一

〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

5月

(皋月) MAY

3日・憲法記念日
4日・国民の休日
5日・こどもの日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

5月の税務と労務

- | | |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 国 税 / 4月分源泉所得税の納付
5月10日 | 国 税 / 確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付
5月31日 |
| 国 税 / 3月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 5月31日 | 国 税 / 特別農業所得者の承認申請
5月16日 |
| 国 税 / 9月決算法人の中間申告
5月31日 | 地方税 / 自動車税・鉱区税の納付
県条例で定める日 |
| 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の
消費税等の中間申告(年3回
の場合) 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申
告書の提出 5月20日 |
| 国 税 / 個人事業者の消費税等の中
間申告 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(全期・1期分)の
納付 5月20日 |

ワンポイント 国税関係書類のスキャナ保存制度

民間に対してこれまで紙での保存を義務付けていた書類について、コスト削減要請等を受け一定要件の下、スキャナにより読み取って電子的に保存することを認める制度。国税関係書類では、決算関係書類や帳簿、一部の契約書・領収書を除き、原則的に全ての書類が対象で、この4月から制度がスタートしています。

個人情報保護法と 企業の対応

なぜ今、個人情報漏えい対策が必要なのでしょう？

情報機器やインターネット等、情報通信の発達や派遣社員の増加、アウトソースの活用など、業務形態の変化により大量の個人情報が増大して漏えいする危険性が增大しています。今年の四月より施行された個人情報保護法により、プライバシーに対する個人の意識は相当高まっています。

万一、個人情報が漏えいすると、被害者への損害賠償金や訴訟費用、謝罪広告、お詫び状郵送費用等、多大な経済的な損失が予想されますので真剣な取り組みが必要となります。

では、この個人情報保護法の概要と企業の対応について見てみましょう。

1 個人情報保護法とは

「漏えいだけでなく、個人情報

の取り扱い方法を全般的に対象とするもの」です。
個人情報保護法は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用者が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の不適切な取扱いによって、さまざまな「個人の権利利益」が侵害されることを未然に防止するために、個人情報を取り扱う際を守るべき適正なルールなどを定めた法律です。したがって、個人情報そのものを保護することを目的としているのではなく、あくまでも、「個人の権利利益」の保護が目的であり、法律の目的を定めた第一条にそのことが明記されています。

また、個人情報の漏えい事故が発生したような場合に、被害者が

加害者に損害賠償請求をするための法律でもありません。この法律の条文には損害賠償に関する規定は置かれていません。

つまり、この法律は、個人情報を取り扱う際のルールを定めるものであり、それによって、「個人の権利利益」を侵害するおそれがある事故の発生を予防しようとするものです。

2 義務を負う

「個人情報取扱事業者」とは

民間事業者のうち、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」であって、データベースや名簿などに含まれる個人情報を、過去六ヶ月以内に一度でも五千人分を超えて事業に用いたことのある民間事業者は、「個人情報取扱事業者」として、法律が定める義務を負うこととなります。個人情報データベース等は、自分で構築・作成したものであることが要件とされていますので、他人が作成した住所録CD-ROMを購入したり、使用許諾を受けて事業に使用しているにすぎない場合でも、「個人情報取扱事業者」にあたります。

例外的に、五十音別電話帳や、カーナビゲーションシステム、市販の住宅地図を編集・加工せずにそのままの形で使用している限度では、それらは五千人分の算定の対象外とされています。

しかし、コンピュータが事業者の事業全般に広く使われている現在、大規模な事業者はもとより、ほとんどの中小企業も「個人情報取扱事業者」に該当することになるでしょう。

法は、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の語を使い分けており、個人情報取扱事業者に課せられた義務はそれぞれ加重されていきます。

3 違反するとどうなるか

この法律は、できる限り当事者間における自主的な解決に委ねており、その中心は個人情報取扱事業者自身による苦情処理です。

また、「認定個人情報保護団体」が消費者の申し出に応じて苦情処理を担当し、さらに、国や地方公共団体も、苦情処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

しかし、それでも常に適切な解決がなされるとは限りません。そこで、主務大臣を監督機関として個人情報取扱事業者に対して、報告徴収 助言 勧告 命令という順に行うことができるものとしていきます。

まず、主務大臣は、個人情報取扱事業者から個人情報の取扱いに関して報告を徴収したり、必要な助言を行います。報告を怠ったり、虚偽の報告を行った場合には罰則（三〇万円以下の罰金）の対象になります。助言、勧告に従わない場合であっても、罰則の対象にはなりません。その後の命令に従わない者は、六ヶ月以下の懲役または三〇万円以下の罰金に処せられます。それと同時に、法人も三〇万円以下の罰金に処せられます。

また、前記のような事態になった場合、民事上の損害賠償責任を負わなければならない事態も考えられ、経済的な損失のみならず社会的な信用も失いかねません。

4 「個人情報」の 取扱事業者の義務

「個人情報」とは、生存する個

人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

個人情報取扱事業者の義務として、まず、個人情報を取り扱うにあたり、利用目的をできる限り特定しなければならず、当該利用目的の達成に必要な範囲内でのみ取り扱わなければなりません。個人情報を取得する場合、不正の手段により取得してはならず、利用目的を取得前に公表しておくか、取得後すみやかに本人に通知または公表する必要があります。特に本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示することを要します。

5 「個人データ」の取扱

事業者は義務がさらに追加

情報の集合物である「個人情報データベース」を構成する個人情報を「個人データ」といいます。取り扱う個人情報が「個人データ」

に該当するときは、個人情報に関する義務にプラスして、さらに多くの義務が個人情報取扱事業者に課せられます。

個人データを対象とする個人情報取扱事業者に対しては、さらに加わる義務として、個人データを正確で最新の内容に保つよう努めなければなりません。漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、従業員と委託先に対する監督を行わなければならない。個人データを第三者に提供するには、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

6 保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてに応じることができ、権限を有する個人データをいいます。

「保有個人データ」に該当する場合は、開示、訂正、利用停止等に関して、さらに多くの義務が上積みされます。

7 企業の対応

政府の基本方針は、個人情報の保護のために事業者が講ずべき主要な措置として、次の三つの事項を求めています。

事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー）の策定・公表による、事業者が行う措置の体的明確化、個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保、教育研修の実施などを通じた啓発による従業員の個人情報保護意識の徹底です。

プライバシーポリシーの公表は、この法律で定める公表、もしくは本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項と併せ、事業者のウェブページに掲載する方法をとれば、通知と比べて漏れがなく、安価でかつ迅速な対応が可能です。

以上、いろいろと面倒な対応が要求されますが、個人情報を事業に用いる事業者としては、社会的信頼を得るためにも、対応を研究し、専門家の助言も取り入れながら、しっかりと取り組んでいく必要があるでしょう。

飛ぶように売れる福袋

全国に商店街といわれるものはおよそ1万8千か所ありますが、その多くは大型店の攻勢に脅かされたり、後継者がいないままに店主が高齢化、廃業に追い込まれたため、空き店舗をかかえる「シャッター通り」と呼ばれることさえあるほどの苦戦を強いられています。この打開策のヒントが「イベント」です。

正月に売り出される「福袋」は売れ残り品を詰めましたというものでは、客足は遠のいてしまいます。近年の福袋は、かなり工夫されたものとなっていて、なかには、ワクワクさせる仕掛けが見えてくるものもあります。もはやモノを売るのではなく、「イベント」を売っているともいえるものもあります。

「福袋」がなぜ飛ぶように売れるのでしょうか。消費者は、何か特定の品物が欲しいわけではありません。「ワクワク感」といった、いわば「楽しみ」を求めている節もあります。そのために、欲しいものがない消費者の目を

惹きつけるには、相当な工夫が必要です。デパートやスーパーなどでは、さまざまなアイデアを考え出しています。「賑やかさの演出」が正月気分を高めさせ、何も買う気などなかった人々に思わず買わせる仕掛けとなります。

イベントとはいえませんが消費者に、衝動買いをさせてしまうようなものもあります。しかし、こうしたものは値段を考えれば、消費者に後悔のない品揃えであるようです。某スーパーで「十数万円コース」の福袋がありました。この福袋の中身は、最新鋭の大型冷蔵庫と電子オーブンレンジ、ワイドテレビ等の家電製品や、ソファ等と、どれも高額商品。といっても、商品は選ぶことができるもので、もはや福袋とは名前だけのものでした。

この店にすれば、このような商品が飛ぶように売れていれば、笑いが止まらないでしょう。おそらくそこに並んだ人の多くは、どうしてもその商品がなければ困るというほど思い詰めている人はまずいなかったはず。売り手の仕掛けの勝利なのです。

株主総会

商法の規定で決算から三ヶ月以内に株主総会を実施することが定められているため、日本では三月決算企業が多くのことから六月末頃に株主総会の開催が集中しています。しかも、大半の会社が集中日と呼ばれる六月二十四日、二十五日のいずれかに実施するようです。

ところで、株主総会とは何なのでしょう。本来は、株主としての権利を行使する場です。しかし、安定株主の票により議案の承認は開始前

からクリアしているのが実態です。儀式なのにならぬのが実態です。

儀式なのに、何で集中日に実施されるのでしょうか。昔は総会屋と呼ばれる人がいて、総会屋が来ると総会が荒れて長くなるので、集中日に一斉に実施することで総会屋が自分の会社に来ないようにしたものです。

しかし、今は商法の規定で総会屋行為をして会社から金品を要求することは禁じられているので、こんなことはほとんどないのです。にもかかわらず、どの会社も相変わらず集中日に実施しています。

「サザエさん」と株価

「サザエさん」の視聴率が高い時期は株価が下落し、逆に低い時期には株価が上昇する傾向があるという調査結果があります。

日曜日の夕方にテレビ放送されている国民的人気アニメの視聴率と株式市場との意外な連動性を示すこんなレポートを、大和総研がまとめました。

大和総研は、日曜日に外出せず、サザエさんを見ながら夕食をとる

世帯の増加は景気の冷え込みを示唆する一方、視聴率の低下は好景気の表れと分析しています。

二〇〇三年以降のサザエさんの視聴率と東証株価指数(TOPIX)の関係を調べたところ、今年に入ってから米国の市場と東京市場の相関関係を上回るほどの強い連動性があつたということです。